

(5)

産後ケア デイケア利用者募集

産後のお母さんの心とからだの休息や赤ちゃんのケアを、日帰りで受けることができます。助産師による個別相談も実施します。

【日時】 10月26日(月) 午前10時～正午、午後1～3時

【対象】 区内在住の生後1～4カ月未満のお子さんと母親 各回8組

【申込方法】 10月7日(水)午前8時30分から電話で(先着順)。

【会場・申し込み・担当課】

金町保健センター(金町4-18-19) ☎03-3607-4141

児童扶養手当制度についてのお知らせ

令和2年10月の申請分から令和元(2019)年中の所得で判定します。該当する方で申請をしていない方や、平成30年中の所得超過を理由に申請しなかった方は、ご相談ください。

児童扶養手当

ひとり親家庭などの自立と生活の安定のための手当です。対象年齢(18歳になった最初の3月31日(障害のあるお子さんは20歳未満)まで)のお子さんがある家庭が受給できます(所得制限があります)。

支給額・要件や所得制限など、詳しくはお問い合わせください。

【担当課】 子育て支援課 ☎03-5654-8298

児童手当・児童育成手当を受給している方へ

令和2年6～9月分の児童手当と児童育成手当を支給します。個別の通知はしません。現況届が未提出の方や不備のある方には支給できません。

詳しくはお問い合わせください。

【振込予定日】 10月9日(金)

児童手当

中学生までのお子さんがある家庭が対象の手当です。

児童育成手当(育成手当・障害手当)

ひとり親家庭や、父(母)に障害があるお子さんがある家庭を対象とした手当です。障害の度合いにより対象とならない場合があります。

【担当課】 子育て支援課

▶児童手当に関すること ☎03-5654-8294

▶児童育成手当に関すること ☎03-5654-8298

公務員の方へ

子育て世帯への臨時特別給付金の申請はお済みですか

児童手当(特例給付は除く)を受給している公務員の方で、子育て世帯への臨時特別給付金をまだ申請されていない方は、お早めに申請してください。

詳しくは区ホームページをご覧ください。

【申請期限】 11月30日(月)(必着)まで

【申請方法】

子育て支援課(区役所4階401番)まで持参か郵送。

区民事務所では受け付けできません。

【申請書送付・担当課】

〒124-8555葛飾区役所子育て支援課

☎03-5654-8294



10月15日(木)から
願書配布開始

令和3年度幼稚園・認定こども園(教育部分)

新入園児を募集します

区立幼稚園

【対象】 区内在住で次のいずれかに該当するお子さん

▶平成27年4月2日～28年4月1日生まれの5歳児(1年保育)

▶平成28年4月2日～29年4月1日生まれの4歳児(2年保育)

【募集案内・願書配布場所】

区立幼稚園(下表参照)、学務課(区役所4階428番)、区民事務所、区民サービスコーナー、児童館、子ども総合センター(青戸4-15-14健康プラザかつしか内)、金町子どもセンター(東金町3-8-1)、保健センター(11面上欄参照)、図書館

【願書受付】 11月1日(日)・2日(月)午後2～4時に、入園希望園へ持参(重複申込無効・多数抽選)。

各園の募集予定人数は、募集案内をご確認ください。

【問い合わせ】 各区立幼稚園(下表参照)

【担当課】 学務課 ☎03-5654-8458

園名	所在地	電話番号
飯塚*	南水元1-13-1(飯塚小学校内)	03-3600-3467
北住吉	柴又2-1-10	03-3600-8330
水元	水元1-16-22	03-3608-4477

*飯塚幼稚園は4歳新入園児募集を行わない予定です。詳しくは学務課へお問い合わせください。

私立幼稚園・認定こども園(教育部分)

【対象】

平成29年4月2日～30年4月1日生まれの3歳児(3年保育)

2年保育、1年保育および満3歳児保育の募集は各園にお問い合わせください。各園の一覧は、区ホームページ(トップ→くらしのガイド→子育て→私立幼稚園→令和2年度版幼稚園ガイド)をご覧ください。

【募集案内・願書配布・受付場所】

10月15日(木)から各園で願書を配布し、11月1日(日)または2日(月)から各園で受け付けます。

【その他】

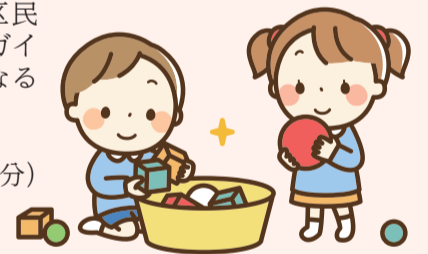
各園の特徴などについては、子育て支援課(区役所4階401番)、児童館、区民事務所などで配布している「幼稚園ガイド」または区ホームページをご覧ください。

【問い合わせ】

各私立幼稚園・認定こども園(教育部分)

【担当課】

子育て支援課 ☎03-5654-8266



ひとり親家庭の方へ

貸付金や給付金などについてご相談ください

東京都母子及び父子福祉資金を貸し付けます

お子さんの修学などに必要な資金を貸し付けます。

事前相談が必要です。

【対象】 区内在住のひとり親家庭の母親または父親などで、20歳未満のお子さんを扶養している方

【貸付金の種類】

修学資金、就学支度資金、転宅資金など

就職に有利な資格を取得する場合に給付金を支給します

事前相談が必要です。

【対象】 ひとり親家庭の母親または父親で20歳未満のお子さんを扶養し、児童扶養手当の支給を受けているか同様の所得水準の方

●自立支援教育訓練給付金

次のいずれかに該当する場合、講座修了後に支給します。

▶区の指定を受けて雇用保険法による指定教育訓練講座(介護職員初任者研修講座、医療事務講座など)を受講

▶雇用保険制度の指定教育訓練講座を受講

▶看護師などの専門資格の取得講座を受講(修学年数4年を限度)

【支給額】 受講費用の80%相当額(1万6001円～20万円)

ただし、雇用保険制度での支給がある場合は支給額を差し引いた額となります。

●高等職業訓練促進給付金

就職に有利な国家資格(調理師・看護師・准看護師・介護福祉士・保育士など)を取得するため、養成機関で1年以上修業する場合に支給します。

【支給期間】 修業期間(最長4年)

【支給額】

▶特別区民税非課税世帯 月額20万円

▶特別区民税課税世帯 月額17万500円

ただし、失業手当や遺族年金など、他に生活給付がある方は、支給額により減額または対象とならない場合があります。

【その他】

自立支援教育訓練給付金も併せて受け取れる場合があります。詳しくはお問い合わせください。

就労相談

就労専門相談員が、ひとり親家庭の経済的自立に向けた就職・転職、職業訓練の案内などを行います。

【対象】 児童扶養手当を受けている、または手続き中のひとり親家庭の母親または父親

【相談日】 原則、毎週(月)～(木)(時間は要予約)

住まいにお困りの母子家庭の方へ

居室の提供、お子さんの養育相談などを行う母子生活支援施設への入所を支援します。所得に応じて使用料の負担があります。

事前相談が必要です。

【対象】 18歳未満のお子さんを扶養している母子家庭の方

【入所期間】 原則2年間



【申し込み・担当課】

子育て支援課(区役所4階401番)

☎03-5654-8276